

令和4年度 第1回男女共同参画審議会概要

日時

令和4年5月16日（月）15時00分～16時05分

場所

流山市役所第1庁舎3階 庁議室

出席委員

北川会長、大塚副会長、田中委員、小宮委員、加茂委員、永沼委員、橋本委員、飯野委員、竹内委員、大久保委員

事務局

須郷総合政策部長、伊藤企画政策課長、秋葉男女共同参画室長、小西主任主事

傍聴者

1名

議題

- (1) 男女共同参画の新たな施策について（諮問）
- (2) その他

資料

- 資料1 諮問書（写し）
- 資料2 条例策定の背景、現状
- 資料3 （仮称）流山市多様性を尊重する社会推進条例骨子（案）
- 参考資料1 北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例
- 参考資料2 市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針
- 参考資料3 逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例（案）

議事録（概要）

（須郷総合政策部長）

男女共同参画の推進については、内閣府が策定した第5次男女共同参画基本計画や女性活躍・男女共同参画の重点方針2021により、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響に言及するなど、新たな課題への取り組みが行われている。本日は、男女共同参画の新たな施策について市長より諮問させていただく。委員の皆様から忌憚のないご意見をお願いしたい。

（北川会長）

ただ今から、令和4年度第1回流山市男女共同参画審議会を開会する。議事に先立ち、本日は委員12名中10名が出席しているため、流山市附属機関に関する条例第5条の規定に基づき本会議が成立していることを報告する。

男女共同参画基本計画、重点方針2021のなかにもあるように、コロナ対策は重点対策のひとつに入ったが、女性活躍については先進国のなかでは最下位に近いところになってしまった。以前のように活気のある社会になるためには、男女共同参画、ダイバーシティを進めていかななくてはならない情勢にある。流山市もダイバーシティを推進していくということで本日諮問をいただく。我々委員も意見を申し上げていきたい。

それでは、議題（1）の男女共同参画の新たな施策について諮問をいただく。

（井崎市長）

《諮問書読み上げ》

どうぞよろしくお願ひいたします。

（北川会長）

努力させていただきます。

ただいま諮問書を頂戴した。改めて市長よりもう一度ご挨拶を頂戴できたらありがたい。

(井崎市長)

男女共同参画社会の形成については、よりよい社会となるためには欠かせることのできない大変重要な課題であり、流山市では、令和2年3月に策定した「流山市第4次男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画施策の推進を図っているところである。

外国人の増加、多様な性、障害者手帳を持っている方、手帳は持っていないけれども障害を抱えている方々も多数おられる。社会的な仕組みやアシストがあることによって自立できる、より自立に近づける方々も多いため、こうした点への配慮も含めて今回皆様に諮問をしたところ。

この多様化する社会の中で、流山の市民一人一人が将来に希望の持てる、そして明るい未来を展望できるような社会づくりを推進するため、しっかり議論していただき、これから10年20年先にこの条例の存在価値が活きてくる、そういった内容にさせていただくようお願いしたい。

(北川会長)

条例に向けて審議会で色々な意見を出させていただき、是非それを参考にしてつくっていただきたい。10年あるいは20年先の社会のなかで、ここで作ってよかった、そしてそれが生きるというような条例にしてほしい。そのために私たちも努力させていただく。

《市長退席》

(事務局)

《資料確認》

《資料2 条例策定の背景、現状 説明》

資料3の骨子を作成するにあたり、参考資料1～3のような他の自治体の条文を参考にした。

参考資料1：本市の姉妹都市岩手県北上市

平成31年4月に男女共同参画と多様性社会を推進する条例を制定している。外国人の居住が増加していることで、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりの推進が求められたことから、多様性の視点を取り入

れた条例の制定となっている。

参考資料 2 市川市

県内では男女共同参画条例を千葉市、市川市、佐倉市、習志野市、市原市、我孫子市、富津市の7市が制定している。市川市では平成19年4月に男女共同参画条例を制定しているが、令和元年6月には多様性を尊重する社会を推進するための指針を制定し、互いの多様性を認め合い、すべての人が自分らしく暮らせる地域社会の実現を推進している。

参考資料 3：神奈川県逗子市

パブリックコメントの手続きをしている段階。すべての人が多様性を認め合い、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会の実現を目指した基本理念となる条例として進められている。1番直近の事例のため、参考にしている。

他にも先進自治体を参考に研究している。

《資料 3（仮称）流山市多様性を尊重する社会推進条例骨子（案）説明》

前文で条例制定による市の目指す姿をより明確にする。定義では条文で必要な用語の整理を行い、特に多様性社会については丁寧な表記としたい。基本的施策については大枠のものとしている。

今後、諮問への答申をいただき、条例の素案を策定、市民向けのパブリックコメント手続きを行う。実施結果の公表を行い、年度内には市議会の定例会へ上程できればと考えている。

（北川会長）

審議会の方向性も見据えながら、市長の挨拶も含め、諮問の内容についてご意見をいただきたい。

（小宮委員）

北上市と逗子市は条例、市川市は指針となっているが、指針の扱いは条例と同じものなのか、位置づけが知りたい。

(事務局)

条例は市の法律のため議会を経るが、指針は市の方向性を示すもの。市川市はもともと男女の条例があるため、それを改正するというのではなく、多様性についての部分だけ指針を策定しているようである。

(小宮委員)

市議会で議決されたものではないということか。

(事務局)

条例ではないため、議会の議決は必要ない。

(北川委員)

男女共同参画の条例はそのままにして、その条例に従って、ダイバーシティを進めるという方向性、考え方を示しているのであろう。

(大久保委員)

ぼやけてしまうのではないかと感じる。あれもこれもという印象。男女共同参画審議会ということで、男性もだが、女性が不利益を被っていることが多いため、それをまずは解決していこうということを話し合う場かと思っている。もちろんダイバーシティはとても大切だが、性別のことがまだ解決していないのに、国籍、障害など全部ここに詰め込んで、丁寧な用語を使うということはわかるが、そもそもこの条例自体があまり丁寧を感じないなと正直思ってしまう。

(北川会長)

とても貴重なご意見だと思う。そういうことも含めて今後議論していきたい。これについて事務局からの回答は今はまだ必要ないと思う。私たちに議論させていただきたい。

(飯野委員)

世界的にみても、多様性は重要な課題として捉えられているため、多様性を尊重した社会をどうつくっていくか、マネジメントのうえでも重

要。流山市として、多様性を尊重する社会をどうつくっていくかということによって条例を策定することは、先進的とまで言えるかわからないが、日本中から見ると早い方として良い方向だろう。

ただ、男女共同参画審議会の設置条例はあるのか気になった。男女共同参画審議会としての審議事項はおそらく男女についてだろうと思う。その範囲を超えて議論することも不可能ではないと思うが、今回作ろうとしているものが審議会としての審議事項の範囲から相当大きくなってきているため、どの部分まで意見を申し上げるべきなのか、もしくはこの審議会とは別の場面で残りの部分を議論するのかということの検討が必要ではないか。条例をつくる時は地方自治法に基づき議会の了解が必要で、その時の審議の過程が詳らかになる。仮にこの諮問答申を受け、範囲外のことを議論しているとなった場合に有効かどうかはわからず少し心配。

(北川会長)

今の懸念もよくわかる。男女共同参画基本法に基づいて計画を立てるようになって20数年、それから社会も変わった。国の方針としての男女共同参画基本計画、重点施策2021のなかでも多様性を推進しているという内容に変わってきた。ここで多様性を審議することは範疇から外れたことではないと市としても考えていらっしゃるし、私どももそれを踏まえてここで審議することは可能という風に考えられる。だから、市長からの諮問もこの審議会にあったということ。

事務局にお尋ねするが、他の審議会には多様性に関する諮問は行われていないのか。この審議会だけということか。

(事務局)

男女共同参画審議会だけです。

(北川会長)

私が今申し上げたことに間違いはなかったか。

(事務局)

はい。間違いありません。

(北川会長)

性に関することも含めて、ここで多様性について考えることは可ということ。ダイバーシティのガイドライン、LGBTのガイドラインをつくっているところもたくさんあり、LGBTのガイドラインは色々な大学でもつくっている。そういうことにも触れて総合的にここで考えていきたい。

今のようなご意見はとても大切。ここでしか議論ができないことでもあるため、お気づきの点やご意見をいただけたらありがたい。

(田中委員)

細かいことかもしれないが、前文や基本理念に「障害」という言葉があるが、障害の害の字が「害」という漢字で書かれている。近年、平仮名で書かれていることが多いように思う。市川市は平仮名で記載している。少し「害」の字の表記が気になる。

(北川会長)

この「害」を使うのか、「碍」なのか、平仮名なのかということは本当に意見が分かれるところ。法律は「害」を使っている。公的なものには「害」の字を使うことが多い。障害ということ自体がダイバーシティと齟齬があるという考え方もある。流山市の条例ではどのような表記を使うのかということについても議論していきたい。

性別や国籍、障害を同等に並べて良いのかということも考え方があると思う。年齢差別もあるし、他にも拾い上げると色々あると思う。その辺りのことも考えていきたい。

(飯野委員)

障害について、私の記憶に基づいて少し補足説明してもよろしいか。もともとは仏教の悟りを開くのに差し障りがあるという仏教用語で、「碍」の字を使っていた。第二次世界大戦後、常用漢字に「碍」の字が入らなくなっただけ「害」の字をあてたとされている。昭和30年代頃に国の研究会を開いてどの漢字をあてるかと議論をしたが、様々な意見がありまとまっていない。ただ、近年10年くらい前から各自治体では「がい」と平仮名を使っている場合が多い。国では、障害者基本法をはじめ法令

用語、施策でもすべてこの「害」の字を使っているということが事実としてはある。

話が脱線するかもしれないが、条例は大きなもので、そのなかに色々な指針をぶら下げること、例えば、男女共同参画に関する指針や LGBTQ に関する指針をぶら下げることが可能なかもしれないと先の議論を聞いていて思った。指針はどちらかという行政機関として今後どういう政策をしていくかを示すもの。例えば「企業が取り組むべきガイドライン」とすると、行政として企業にどうして欲しいということを行政の思いとしてつくることになる。市川市の資料をみると、市川市が社会をどうすすめていくか、市川市としてやるべき指針を条例未満のところをつくっている。条例の下に男女共同参画の指針をつくっても良いかもしれないが、そうすると男女共同参画プランの位置づけをどうするかということが出てくる。プランは5年間どうやっていくかということが書いてあるもので、結果的には同じかもしれないが。

(北川会長)

事務局の見解はいかがか。

(事務局)

この条例が制定となった場合には、令和7年からの5年間の計画となる第5次プランは多様性を盛り込んだものにしていく必要があると考えている。

(北川会長)

条例の制定はいつを目途に考えているか。

(事務局)

今年度中に議会に上程はしたいと考えている。

(大久保委員)

条例となると、細かく書いていくことになるのか。性別、国籍、障害は同じようで違う。それを多様性という言葉でまとめてしまうのがこわ

いと感じるし、漠然としてしまう印象がある。例えば、性別に関してとか、国籍に関してとか、分かれることになるのか。

(北川会長)

つくりようだと思う。審議会からの意見の出しようによるだろう。

(大久保委員)

骨子案に書かれている性別、国籍、障害、そして年齢も差別を受けることだとは思いますが、差別の内容がすべて違うと感じる。それをすべてまとめることの乱暴さを感じている。条例となるとプランや指針とは違うものになるため、うやむやにしないできちんとやらなくてはいけないのではないか。時間がかかるとは思うが、条例をつくることに関わる人間としては、そういう作り方にはならないでほしいと強く思う。

(北川会長)

大切な意見。将来に関わることであるため、他の自治体のものにも目を通しながら、我々審議会としてどのような意見を出していくか、しっかりやっていきたい。

(大久保委員)

子どもが成長するときによりよい社会にと思っている。この条例は子どもたちに関わることでもある。差別という言葉は大体皆がわかるが、どれが差別なのかという話もある。骨子案に記載されていることもなんとなく皆が漠然とわかるが、掘り下げた時に実はよくわからないと感じた。多様性でまとめず、もう少し細かくやってほしい。

基本的施策の⑤「多様性に配慮した災害対応に取り組む」ということはとても大切だが、防災の委員は女性が少ないのに無理なのではと思った。他の所ももう少し細かくつくってほしい。

(北川会長)

基本的な施策として5つあるが、個別的に増やしても構わないだろう。共通の言葉の理解をしているようで共通性がない場合がある。流山市で

はこうだと、用語の説明をきちんとしていくことが大切。審議会として流山市らしいものを提案できたらと思っている。やっとうこういう場をただけたと嬉しく思う。細かいことまで論議ができる場ができたのはありがたい。細かいことをどんどん出してほしい。

(小宮委員)

男女共同参画ということでやってきたが、今回の諮問はこれまでの範囲をこえる内容であるし、荷が重くなった気もする。多様性を尊重する方向性は評価するが、この会議の性格として疑問はある。議論を進めていかななくてはいけないということは理解する。

前文の中に基本的人権を尊重するとあり、多様性を尊重することは基本的人権を尊重することだとわかる。骨子案の基本的施策③「暴力や差別を防ぐ」に関して、多様性があるがための差別を防ぐことはわかるが、一般的な暴力と多様性の関連があるのか疑問。北上市はハラスメントやストーカーに触れているが、多様性の捉え方と一般的な暴力やDV、ハラスメントを防ぐということに考え方の差があるような気がする。市川市は暴力についてあまり触れていない。

(北川会長)

そういったこともまた議論し、方向性を見出していきたい。

(飯野委員)

今日昼のニュースで、アメリカで銃の乱射事件があり、ヘイトクライムだと流れていた。骨子案の「暴力や差別を防ぐための取組み」と見た時、ヘイトクライム防止の取組みなのかと思った。

北上市の条例にドメスティック・バイオレンスと入っているのは、男女共同参画と多様性社会の両方が表題となっているからではないか。多様性を尊重する方であれば市川市の方が内容はシンプル。

(北川委員)

男女共同参画審議会に諮問をいただいたということは、あくまで男女共同参画の前提があるのだと思うが、いかがか。

(事務局)

もちろん、男女共同参画があつてのこと。性別は私たちを大きく分けるカテゴリーで、そのなかで年齢、国籍、障害の有無もある。みんなが違ふということを含めたものとして考え、こちらの審議会に諮問させていただいた。

(小宮委員)

初歩的な質問で申し訳ない。逗子市にある「無性愛」とはどう理解してよいのか不勉強でわからない。どういうケースを想定しているのか。

(事務局)

生まれた時の性に違和感を持つ、また好きになる性も違うなど、様々なパターンがあり、LGBTのほかにQクエスチョンがある。自分が生まれた時のからだの性が女性だったとしても、それに違和感があるからといって男性かというところでもないという人もいる。男性は女性を好きになる、女性は好きになるというのがマジョリティーとして理解が早いかと思うが、好きになる相手が同性の人もいれば異性の人もいる。また、誰も好きにならないという人もいる。誰にも恋愛感情を抱かないという人もいる。その人をさしているのではないかと考えている。

(飯野委員)

恋愛感情がない、もてないという場合に性的指向と言えるのか。「ない」という性的指向となるのか。

(事務局)

少数者という括りの中には入ると思う。

(飯野委員)

もう少し概念的に整理した方がよいように思う。

(北川会長)

どういう表現をするかといううえでは、今のご指摘はありがたい。審議会としてまた考えていきたい。

(大塚委員)

今の議論のような、この言葉についてはどういう定義なのだろうかということも条例に入ってくると思うが、その定義を考えるうえで、はたして自分の定義が正しいのだろうかということに直面すると思う。これはどのように決まっていくか伺いたい。専門的にわかっている定義もあれば、まだまだあいまいな部分もあると思う。どのように情報収集をしてこの条例に盛り込まれていくのかイメージをしながら、今後さらに勉強して臨まなければと思ったので教えてほしい。

(北川会長)

事務局はどうお考えか。

(事務局)

個人で考えたものではなく、先進市の条例で定義されているものを、市として皆様に理解していただけるようにブラッシュアップしたものでつくりたいと思っている。言葉にして説明が難しい部分がある。条例をつくるとなると単語や短い説明になってしまうため、他の市の条例と量としては大差ないものでしかつくりだすことができないとは思いますが、条例をつくった後のチラシやパンフレットなどでももう少し詳しく説明できれば理解をいただけるのではないかと考えている。

(北川会長)

内閣府や国連、WHOでも用語の規定をしている。それらを参考にするのも良い。市で条例をつくった時の言葉の説明に加え、どこを参照するとよいかというリストをつくるのはどうか。その辺りも意見をいただいて整理をしていきたい。他にいかがか。

今日は初めての資料で急には思いつかないという方もいるかもしれない。これからこれをもとにすすめていきたい。皆様の中でもお気づきの資料があれば提示していただきたい。

(事務局)

第2回の審議会は6月20日(月)午後2時から予定している。内容は今回お示ししたものに加え他の資料を提示したいと考えている。予定が変更になった場合は通知をもってお知らせする。改めて開催通知も送付するが、ご出席をお願いしたい。本日いただいた意見を基に資料を作成し、事前に配付したい。

(伊藤企画政策課長)

男女共同参画の新たな施策ということで諮問させていただき、本日皆様から他市の条例についてのご質問や多様な意見をいただいた。これらを踏まえ、次回の資料はブラッシュアップしてお示ししたい。

市長からも冒頭あったように、10年20年先を見据えてつくりたいと思っている。引き続きご意見を賜りたい。

(北川会長)

以上をもって、令和4年度第1回男女共同参画審議会を終了とする。